

「若年者ジョブトレーニング事業」業務委託に係る 企画コンペ実施要領

本公募は国及び県の本予算成立及び本事業に係る沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としたものであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるものです。

国会及び県議会において予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかった場合、または交付決定額に変更があった場合には、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1. 委託事業名

若年者ジョブトレーニング事業



2. 目的

採用後即戦力となる人材や経験者を求める県内企業に対して、就業経験が浅く、企業が求める技能・技術を備えていないために、就職の機会が得られない若年者を対象に、求人企業等で職場訓練を行う。企業が採用可否の判断基準とする一定の知識や、基礎的な技能・技術を習得する機会を提供することで、経験者が優先される中小企業等への採用可能性を広げ、若年者の早期就職を支援する。

また、若年者、企業双方が継続雇用を念頭に置き訓練に臨むことで、若年者の就業意欲の向上とともに、ミスマッチによる早期離職を抑制し、もって本県若年者の失業率の改善を図る。

3. 契約期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで

4. 委託契約額の上限 84,900千円以内(消費税及び地方消費税を含む)

※当該金額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

5. 事業概要

就職を目指す40歳未満の若年者を対象に、ヒューマンスキルや就職力の向上に繋がる座学研修を1ヶ月行った後、求人企業等において短期雇用契約に基づく3ヶ月間の職場訓練を実施する。職場訓練移行後も適宜座学研修を行い、訓練生の就職意欲の維持に努め、訓練途中で離脱する事がないよう支援し、職場訓練修了後は、成果発表会を開催し、訓練生のモチベーションを高めて、継続雇用企業等へ送り出す。また、継続雇用企業への定着を促すための支援を行う。

本事業は、訓練委託先企業等での継続雇用を目標とするが、訓練先で継続雇用とならなかった訓練生についても、継続的に関わり、早期就職を支援する。座学研修中、訓練生に対して訓練手当を、職場訓練中においては、訓練生の受入企業等には訓練委託料を支給する。

6. 委託業務内容

- (1) 本事業の訓練対象者は、沖縄県在住の40歳未満の若年者とする。ただし、在職中のもの、学生、失業保険受給者を除く。定時制・通信制課程の学生は対象とする。
- (2) 職場訓練実施に係る若年求職者及び企業等への事前周知・広報に関する事、及び訓練生の募集、選考に関する事。
- (3) 訓練生受入企業等の開拓に関する事。
- (4) 職場訓練開始前に、訓練生に対して1ヶ月の座学研修を南部及び中部地区において実施し、次の工夫も行う事。
 - ア 企業等と訓練生の交流の機会を設け、各企業の求める人材や訓練期間で到達して欲しい一定の要件等の情報を事前に訓練生に提供すること。
 - イ 訓練生が職場訓練先を選択する際に、受入企業の職務内容、職場の雰囲気等を十分把握したうえで訓練先を選択できるよう工夫すること。
- (5) 訓練生と受入企業等のマッチングに関する事。
- (6) 訓練生にとって充実した職場訓練となるよう、職場訓練中も適宜座学研修を実施すること。
- (7) 職場訓練移行後、毎月1回程度、受入企業等及び訓練生からのヒアリングやフィードバックを行い、訓練が円滑に行えるように継続支援をする等、職場訓練の進捗管理に関する事。
- (8) 訓練成果の発表会に関する事。
- (9) 訓練終了後の訓練生及び受入企業等へのアンケート実施、並びに集計処理に関する事。
- (10) 訓練生及び未就職訓練終了生の早期就職支援に関する事。
- (11) 訓練生の職場定着状況の調査に関する事。
- (12) 企業等への定着を支援するため、訓練終了生に対してフォローアップ研修などを行う事。
- (13) 訓練生への訓練手当、受入企業等への訓練委託料の支払いに関する事。
- (14) 訓練生の意欲向上や参加企業等の参考となるよう、本事業の好事例をまとめ、情報提供すること。
- (15) 開拓企業に対し、沖縄県キャリアセンターが運営する県内中小企業情報サイト「おきなわ企業ナビ」への登録勧奨を行うほか、掲載を希望する企業に対してキャリアセンターへの誘導を行う事。
- (16) 過年度(平成29年度以降)の継続雇用となった訓練生について、事業の効果検証を行うことを目的として、受入企業に対するヒアリング等を行い、定着状況に関する追跡調査を県の指示に従い実施すること。
- (17) 離島在住者が沖縄本島で訓練を希望する場合は、渡航費等の支援を行い、また、訓練生本人が、生活の本拠とする離島での就職を希望する場合は、離島に所在する企業等を職場訓練委託先として、ならびに求人企業等及び事業所として開拓するものとし、その企業を選択可能となるよう努めること。
- (18) 雇用政策課において当該事業に係るこれまでの成果の取りまとめや新たな施策に向けた作業を行う場合など、必要データの収集や整理等に協力すること。

(19) 関係機関及び市町村連携について

事業効果を高め、県内雇用情勢全般への貢献できるよう、関係機関及び市町村との連携を考慮して、本事業業務運営にあたるようにすること。

(20) その他(上記(1)から(19)以外で、「若年者ジョブトレーニング事業」業務委託に係る企画提案仕様書中の「7. 企画提案書の内容について サ」に関する業務)

7. 参加資格

次の要件を全て満たす法人または複数の法人からなるコンソーシアムとする。

なお、コンソーシアムの場合は、構成員のすべてが(1)から(8)までの条件を満たすこと。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項※の規定に該当する者でないこと。

(2) 本業務を履行することができる体制が整備されていること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 本業務を履行することができる体制が整備されていること。

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

(6) 以下の要件のいずれにも該当する者でないこと。

1 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

2 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(7) 県税、消費税及び地方税の滞納がないこと。

(8) 労働関連法令を遵守していること。

(9) 地方公共団体等から職場訓練の実施を伴う就職支援業務若しくはそれに類似する業務の委託を過去3年以内に受けたことがあること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか1者以上がこの要件を満たすこと。

(10) 職業安定法(昭和22年11月30日法律第141号)第4条第7項に定める「職業紹介事業者」であること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか1者以上が要件を満たすこと。

(11) コンソーシアムの場合は、コンソーシアムの中に管理法人を1者置くものとする。管理法

人は、本事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、コンソーシアムを構成する法人を代表する。

管理法人は以下の要件を満たすこと。

ア 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

イ 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。

ウ 県内において業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。

- (12) 1提案者(コンソーシアムの場合は1コンソーシアム)につき、提案は1件であること。コンソーシアムの場合は、コンソーシアムの構成員が単体企業として、または他のコンソーシアムの構成員として重複参加していないこと。

(注)：地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項

「(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者」

8. 業務委託仕様、企画提案書について

別添「若年者ジョブトレーニング事業」業務委託に係る企画提案仕様書のとおり

9. スケジュール

(1) 質問事項受付期間

ア 期間：企画公募の日から令和3年2月23日(火) 17:00まで

イ 申込方法：沖縄県電子申請システムにて申し込むこと。

ウ 回答方法：質問への回答については、最終回答日までに雇用政策課ホームページに掲載する。

エ 最終回答日：令和3年2月26日(金)

(2) 企画コンペ参加申込書および企画提案書の提出期限

ア 申込期限：令和3年3月4日(木)15時(厳守)

イ 提出書類：下記書類を下記の部数すべて提出すること。なお、企画コンペへの参加については、不可の場合にのみ、令和3年3月5日(金)までに通知するものとする。

①【様式1】企画コンペ参加申込書…1部

②【様式2】会社概要、会社概要が分かるパンフレット、登記簿等

③【様式3】業務実績(「7.参加資格」の(9)関係)

} 各構成員
1部ずつ

- ④【様式4】誓約書
 - ⑤職業紹介事業者の許可証等(写し)・・・1部
 - ⑥コンソーシアム協定書・・・1部
 - ⑦都道府県が発行する都道府県税に未納がないことの証明書
(発行後3か月以内のもの)・・・各構成員1部ずつ
 - ⑧税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納税額がないことの証明書
(発行後、3か月以内のもの)・・・各構成員1部ずつ
 - ⑨貸借対照表(直近3期分)
 - ⑩損益計算書(直近3期分)
 - ⑪【様式5】「企画提案応募申請書」・・・1部
 - ⑫企画提案書
 - ⑬実施体制図
 - ⑭経費見積書
- } 各構成員7部ずつ
- } 7部ずつ
- ⑮【様式6】「提案内容説明資料」・・・電子メールにて担当者あて提出すること。

ウ 提出場所：沖縄県商工労働部雇用政策課(沖縄県庁8階)

エ 提出方法：持参もしくは郵送(提出期限必着)により提出すること。なお、郵送の場合は書留郵便とすること。

※⑥コンソーシアム協定書については、必要最小限の条項を記載した基本的な協定書であり、各コンソーシアムが必要に応じて条項を追加することを認めるものとする。ただし、条項の削除は原則として認めない。

※⑫企画提案書、⑬実施体制図、⑭経費見積書を1セットとして、ホッチキス等で綴ること。

(3) 第一次審査(書類審査)

ア 審査月日：令和3年3月8日(月)(予定)

雇用政策課において、書類による一次審査を行い、各業務上位3者程度(3者～4者)を選定する。選定された者に対しては、プレゼンテーションの時間を通知し、選定されなかった者に対しては、結果のみを通知する。

(4) 第二次審査(プレゼンテーション)

ア 日 時：令和3年3月15日(月) 午後(予定)

イ 場 所：沖縄県庁14階 商工会議室

※第二次審査(プレゼンテーション)については、新型コロナウイルス感染症の状況等により、書面審査へ変更する可能性がある。

(5) 委託業者決定通知

ア 結果通知日：沖縄振興特別推進交付金の交付決定がなされた後、通知する。

選定された者には電話で通知するものとする。選定されなかった者には、選定されなかった旨及び選定された者の名称を通知する。

10. 委託業者の選定方法

第一次審査(書類審査)は、雇用政策課において【様式6】提案内容説明資料及び企画提

案書等の内容を審査し、上位3者程度(3者～4者)を選定する。

第二次審査(プレゼンテーション)については、委託業者選定要領に定める選定委員会において各企業の企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を審査し、最も優れた提案者を決定する。なお、採否についての異議申し立て等は受け付けない。

11.その他

- (1)企画提案書等の作成に要する経費、企画コンペに参加する経費等については、参加者の負担とする。
- (2)提出された企画提案書等については返却しない。
- (3)委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4)採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。
- (5)契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項(※)の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (6)以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ①提出期限を過ぎて、書類が提出された場合
 - ②提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ③本要領に違反すると認められる場合
 - ④審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - ⑤その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (7)検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県商工労働部雇用政策課と受託業者とで別途協議して決めることとする。

(※) 契約保証金について (沖縄県財務規則 抜粋)

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

12. 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階

沖縄県 商工労働部 雇用政策課

雇用対策班 若年者雇用支援チーム

担当: 與座(ヨザ)

電話: 098-866-2324

FAX: 098-866-2349

E-mail: aa059100@pref.okinawa.lg.jp (雇用政策課代表メールアドレス)

※メール送付の際は、件名に事業名(若年者ジョブトレーニング事業)を明記すること。